

本館ほか電気設備点検保守業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、本館ほか電気設備点検保守業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、（別添）「本館ほか電気設備点検保守業務委託仕様書」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金〇〇〇〇〇円（年額金〇〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇円（年額金〇〇〇円）
合計	金〇〇〇〇〇円（年額金〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受

けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、点検報告書（以下、「報告書」という。）を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、次表の実施期間における当該月の点検について、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に当該期間に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実施期間	月額	実施期間	月額
令和7年10月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和7年11月から 令和8年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和8年4月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年5月から 令和9年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和9年4月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年5月から 令和10年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和10年4月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年5月から 令和10年9月まで	〇〇〇, 〇〇〇円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当す

る金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

○年○月○日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 氏 名 印

乙 ○○市○○町○○番地

○○○

代表者 職 氏 名 ・

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後

においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

本館ほか電気設備点検保守業務委託仕様書

1 委託場所及び設備概要

	住 所	設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	発電機容量 (kVA)
本庁舎 (本館、附属棟、 1号館(議会棟含む))	宮崎市橘通東2丁目10番1号	1,850	6,600	高圧400
2号館	宮崎市橘通東2丁目1番9号	175	6,600	—
3号館	宮崎市橘通東1丁目9番10号	250	6,600	高圧500
4号館	宮崎市橘通東1丁目9番10号	425	6,600	
6号館	宮崎市旭1丁目3番6号	210	6,600	低圧100
7号館	宮崎市旭1丁目3番6号	730	6,600	低圧150
8号館	宮崎市宮田町1番6号	525	6,600	低圧150
10号館	宮崎市宮田町13番11号	105	6,600	—
防災庁舎	宮崎市橘通東1丁目9番18号	5,200	6,600 ※2回線受電 (本線・予備線)	高圧1,500 ※ガスタービン式
5号館			防災庁舎から供給(低圧)	
立体駐車場	宮崎市旭1丁目118番	620	6,600	—

※10号館は令和8年3月31日まで

※立体駐車場は令和8年4月1日から

2 委託期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

(ただし、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する 県の休日を除くものとする)

常駐時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

3 委託範囲

電気事業法に規定する自家用電気工作物の適用を受ける電気設備とする。

4 保守員

保守点検業務に従事する者(保守員)は常時2名以上とし、以下の要件を満たすこと。

- (1) 第一種電気工事士の資格を有すること。
- (2) 電気設備点検保守業務の実務経験が10年以上であること。
- (3) 防災庁舎(5号館含む)の非常用発電機運転操作者(試運転含む)については、危険物取扱者(甲種または乙種四類)の資格を有すること。(※条件:1名以上)

5 業務内容

- (1) 諸設備を毎日1回巡回点検し、異常の有無を確認すること。
- (2) 委託対象庁舎の電気設備の維持補修及び清掃を行うこと。なお、維持補修には軽微な配線器具類や照明器具の移設・取替、電気時計の修正等を含む。
- (3) 甲の指示があった場合、積算電力量計(子メーター)の検針を行うこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の保管が明らかになった場合、保管倉庫の異常の有無の確認を毎週1回行うこと。
- (5) 突発的な事故処理等について、適切かつ迅速な対応を行うこと。
- (6) 電気設備点検報告書を提出すること。
- (7) 電気設備台帳及び単線結線図を必要に応じて修正を行うこと。
- (8) 電気主任技術者(別途契約)が行う自家用電気工作物保安管理業務(月次・年次点検、臨時点検等)に技術協力すること。
- (9) 消火ポンプ、排水ポンプ類の点検測定(1回/6ヶ月)を行うこと。
- (10) 宮崎県企業局庁舎の宮崎県専有部分の維持補修を行うこと。
- (11) 委託業務時間外において、委託対象設備に事故等が発生した場合、震度4以上の地震などの災害が発生した場合、その他甲が特に必要と認めた場合であり、かつ甲が保守員の派遣を要請した場合には、直ちにこれに応じること。さらに、台風時における保守員の待機についても、甲の要請があった場合には、これに応じること。
なお、これらの業務に必要な経費分については別途契約扱いとする。

電気設備点検報告書

点検日 令和 年 月 日

会社名

点検実施者 _____ 印

印

1 修繕等記録

[illegible]

2 巡回点検（または巡視記録）

記入例

電気設備点検報告書

点検日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

会社名

点検実施者 _____ 印

_____ 印

1 修繕等記録

場 所	作 業 内 容
〇号館〇〇〇〇課	(例) 照明器具の安定器交換
〇号館〇〇〇〇課	(例) コンセント移設

2 巡回点検（または巡視記録）

電気室	(例) 異常無し
特別産業廃棄物保管倉庫	(例) 異常無し